

★ 障害児福祉手当

問 健康福祉課 ☎0955-43-2237

重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする児童(20歳未満)を対象に支給されます。ただし、児童が公的年金を受けられる場合、児童福祉施設等に入所している場合などは支給されません。また、所得制限があります。

▶ 支払月 年4回(2月、5月、8月、11月)

▶ 手当額 16,560円/月 ※令和8年度現在

★ 重度心身障害医療費助成

問 健康福祉課 ☎0955-43-2237

重度の心身障害者(身体障害者手帳の1級又は2級、療育手帳のA、精神保健福祉手帳1級、身体障害者手帳の3級をお持ちで知能指数が50以下の方)が、病気やケガ等で、医療機関等で治療を受けた際の医療費の一部について助成を行います。また、所得制限があります。

★ 障害児通所サービス

問 子育て支援課 ☎0955-25-9200

身体・知的・精神に障害のある子を対象にしたサービスです。障害者手帳等がなくても、療育を受ける必要がある場合は利用ができます。保護者が町に申請を行い、支給決定を受けた後に障害児通所支援事業所と契約を結び、訓練等が受けられるようになります。世帯の所得に応じた利用者負担があります(3～5歳児は無償です)。

🌸 児童発達支援

未就学の子に対し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

🌸 放課後等デイサービス

学校に就学している子に対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

▶ 町内の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所

事業名	住所	連絡先
こども発達支援 ぴあるーと	有田町本町丙930-5	0955-35-0047
クレヨンの家	有田町下本乙2582-9	0955-29-8922
チャイルドハート西有田 にじいろ	有田町下山谷乙333-2	0955-25-8380